

第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年5月18日（木） 午後2時00分

岡崎市西庁舎7階 701号室

2 出席委員

竹中 秀彦	岡田 伸一	小出 信澄	加賀 時男	浅野 宗夫
猪股 正好	三浦 博幸	鈴木 壽美	荒木 聖弘	織田 盛久

3 欠席委員

木全 和巳

4 出席事務局職員

障がい福祉課長 高橋 広

同主任主査 内田 直幸 同主事 高桑 未紗樹

5 欠席事務局職員

同副課長 平松 雅規

6 議事の要領

事務局 開会

事務局 ただ今から、全体会に引き続きまして 令和5年度第1回障がい者福祉専門分科会を開催させていただきます。

 なお、本日の資料につきましては、席上に配布をさせていただいております。

 本会議ではヒアリンググループを使用しております。発言をされる方は、ゆっくりとご発言いただきますようお願いいたします。委員の皆さまのご配慮をお願いいたします。

議事に入ります前に、委員の交代がございましたのでご紹介いたします。民生委員児童委員協議会の林委員に代わりまして猪股委員に、西三河福祉相談センターの古田委員に代わりまして荒木委員に、新たに加わっていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。また、事務局である障がい福祉課の職員も変更になりましたので、ご挨拶させていただきます。

(障がい福祉課 挨拶)

本日、木全会長が所要で御欠席されておりますので、ここからの議事進行につきましては、竹中副会長にお願いいたします。

竹中副会長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお本日は、木全委員の1名の委員様が欠席されております。委員11名中10名出席ということで、過半数に達しておりますので、この分科会の審議については有効になります。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。事務局一任でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、加賀委員と浅野委員にお願いします。

竹中副会長 次第に従いまして、(1)「第5次岡崎市障がい者基本計画の進捗状況調査経過報告」について、障がい福祉課から説明をお願いします。

事務局 議事(1)「第5次岡崎市障がい者基本計画の進捗状況調査経過報告」

障がい福祉課施策係 内田と申します。座ってご説明させていただきます。

資料『実施状況調査票』をご覧ください。現計画である「第5次障がい者基本計画」は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間であり、重点施策の実施に向け、関係各課とともに施策の推進を図ることとしています。

このたび、各施策の実施主体となる各課に対して、令和4年7月から8月にかけて進捗状況についての調査を行い、施策項目ごとにま

とめましたので、その報告をさせていただきます。

第5次障がい者基本計画の72ページから84ページまでの施策内容について、「令和3年度実施内容」、「令和3年度実績」、「令和3年度実績に対する評価」、「令和4年度実施内容」をまとめています。各課へ調査を依頼した部分は、「令和3年度実績」、「令和3年度実績に対する評価」、「令和4年度実施内容」です。なお、「令和3年度実績に対する評価」については、数字での評価が難しいため、「令和3年度実施内容」と、その実績から見る、達成具合の自己評価を各課に記載してもらっています。時間の都合もありますのでかいつまんでの説明になりますが、ご了承ください。

表の1番左の施策番号の1から6の施策の項目が、計画の基本目標Ⅰ（ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり）に関する主な取り組みとなります。こちらは障がいや障がい者に対する理解と配慮の促進の取り組みとなっております。

施策番号1は障がい者の理解の啓発・促進となっておりますが、市民向け、事業者向けの権利擁護講演会の実施やヘルプマークの周知などを行っております。また、令和4年度の実施内容となりますが、個別支援専門部会の提案により「ヘルプカード」を作成しており、窓口、事業所や団体を通じた配布、HPへの掲載を行っており、ヘルプマークとともに周知を図っていきたいと考えております。また、施策番号2に福祉教育の推進がございますが、インクルーシブ社会の形成として、学校や保育園、幼稚園での福祉教育の充実を継続して実施しております。以上のように基本目標Ⅰの施策についてはおおむね予定通り実施できていると考えております。

次に施策番号の7から18が計画における基本目標Ⅱ（互いに「つながりあい」ささえあうまちづくり）に関する主な取り組みとなっております。こちらはライフステージを通じた適切な支援、関係機関との切れ目のない連携や就労、スポーツ、文化芸術活動などの社会参加への支援となっております。2ページ目一番下の乳幼児健康診査の実

施や、3 ページ 1 番上の生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に訪問員が伺い、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の皆様の子育てを応援するため域の子育て支援情報等をお渡しする「こんにちは赤ちゃん訪問」、同じく 3 ページ上から 3 番目の、保育園や幼稚園、学校などに出向き、こどもの相談を通じで支援者支援などの発達に心配のある未就学児の地域支援の推進など、乳幼児期の適切な療育の確保に努めました。また、3 ページの下から 3 番目にあるのが 1 歳 6 か月児健康診査の再健康診査や健診事後教室の「レインボーの会」、「にこにこきつず 1」を令和 3 年度より新たに事業を始め、親子のふれ合い遊びや、集団遊びを通じた発達状況の確認の場として適切な支援のつなぎの場となっています。おめくりいただき、4 ページでは学校現場における施設や環境整備をはじめとしたインクルーシブ教育に対応できる体制の構築や、特別支援教育についての研修会の実施など、学校現場における障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めています。4 ページの 1 番下に障がい者スポーツの推進がありますが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、障がい者スポーツ大会の中止や友愛の家での講座の縮小を余儀なくされました。令和 4 年度は感染防止対策の徹底の上、10 月にはスポーツ大会を開催し、また友愛の家の各種講座を開催している状況となっています。障がい者の就労に関することでは、5 ページの 1 番下にある「ユニバーサル農業の推進」としてユニバーサル農業推進部会において農福連携に向けた検討がなされています。現在は農福連携セミナーの開催や、農家と就労支援事業所とのマッチング相談など実施し、障がい者の就労に繋がる取組みの一つと考えています。

次に施策番号の 19 から 27 が計画における基本目標Ⅲ（あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり）に関する主な取り組みとなっております。こちらは相談支援体制の充実や障がい福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援の取り組みの内容です。

相談支援体制の充実として、８ページの上から４番目に福祉総合相談窓口の設置があります。こちらは障がい者のほか、高齢者や生活困窮者などの個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人を適切な支援につなげる福祉総合相談窓口として（ふくサポ）を令和３年４月より開設しました。これにより関係機関との連携、重層的支援に取り組みことにより、包括的な支援の構築ができたと考えております。その他各種障がい福祉サービスの実施、補装具・日常生活用具の給付や各種諸手当の支給や医療費の助成などの取り組みを行っており、予定どおり実施できたものと考えております。以上駆け足でございますが、令和３年度の報告とさせていただきます。

なお、令和４年度の施策実施状況については、今年度の７月から８月にかけて調査予定です。今後も、引き続き計画の推進に努めてまいります。進捗状況についての報告は以上です。

竹中副会長 それでは、委員の皆様から、ただ今の御説明に関する御意見・御質問がございましたらお伺いします。

まず私から１つ、施策番号19番の「福祉総合相談窓口の設置」について、担当部局が障がい福祉課とふくし相談課となっておりますが、この違いは、担当するかの違いなのか、中身がどのように違うのか、どのような整理でしょうか。

事務局 主に業務を担っているのは、ふくし相談課という課になります。ただし、我々障がい福祉課としても、ふくし相談課と連携して適切な施策を推進していくというところで、障がい福祉課の記載があります。

竹中副会長 あとは、国でも言っている重層的な支援体制を市長村で整備することという部分を担っているのは、このふくし相談課ということでしょうか。

事務局 はい。

小出委員 令和３年度実績に対する自己評価というところで、内容によっては、こういった会を催すとか、予定どおり実施できたとか、概ね実施でき

たとか、そういった表現が多いです。例えば、学校等における福祉教育の推進でこういうプログラムを行ったということは実績だと思いますが、実施した結果、生徒たちにこういう変化が現れたというような評価はされていますでしょうか。例えば、障がい者に対しての理解が進んだといったような、具体的なフィードバックのようなものがあつたかどうか伺いたいと思います。

事務局 こちらの調査が、数値的な評価というよりも実施した内容について、どのくらい出来たかということをお各課に自己評価してもらっているものでありまして、聞き方によっては、実際に何回開催されたとか、そのようなことを確認することも可能な場合もあるのではないかと考えています。

小出委員 言い方があれかもしれませんが、お役所的にこういうことを計画して、こういうことをやったということ自体は良いと思うのですが、やったことに対する評価に本当になっているのかということだと思います。例えば、その評価が本当に正しいのであれば、そのまま進めていけば良いですし、やはり本当の意味での評価が思わしくないのであれば、修正しなければいけないとなると思うので、行ったか行っていないかではなくて、その行った結果がどうだったかというところまで突っ込んだ評価が本当は必要なのではないのかと思っています。

事務局 課長の高橋でございます。今、ご指摘のあるとおりでございます、行ったか行っていないかという点での評価しかしていないのは、非常に問題となっているところでございます。ただその成果は、時間軸が過ぎてから表れるということもありますので、そういうところも含めて評価していくことはとても大切であると思います。また、そうしていかねばいけないと考えておりますので、こういうところを頑張らせていただきます。

竹中副会長 小出委員のほうから、評価の見立てというか、中身について御意見がありました。令和4年度の7月から調査をされるという報告があつたと思います。そのあたりも含めて、効果の具合はどうかという

ことも、ぜひ御確認いただいて、報告いただけたら良いと思います。

織田委員 施策番号7で、レインボーの会について、これは1歳半のときに障がいの疑わしい方をこちらの方に案内するということでしょうか。

事務局 申し訳ございませんが、詳しい内容ということになりますと、健康増進課に確認しなければ分からないというところがあります。ただ、この施策内容にありますように、発達に心配のあるお子さんを早期に発見して、その後の成長にうまく繋げていくことの一環として、レインボーの会とにこにこキッズ1を開始したということを確認しています。

織田委員 内容を見ますと、全員が全員、発達障がいがある方ではなく、ない方もおられるということで、3歳までの間に、1歳半に経過を観察した上で再検査するということですね。その間、1歳半くらいレインボーの会に参加されているということなののでしょうか。

事務局 詳しい内容というのが、こちらに記載されているところまでしか把握しておらず申し訳ございません。必要であれば、確認の上、回答させていただきます。

竹中副会長 少し分かりにくいですね。発達に心配のある子の早期支援システムの評価の検証等により、発達に心配のある未就学児の地域支援の推進の実績が数字として出ていると思います。にこにこキッズ1というのは、3歳児検診のことを指しているのでしょうか。レインボーの会の会は1歳6か月検診で、問題がありそうな子どもさんを整理していくというように私は理解しました。そのにこにこキッズ1というのは、どのように繋がるのかなというところです。繋がっているのかいないのか、よく分かりません。

事務局 申し訳ございません。このあたりが、担当課に確認しなければ回答がすぐには出来ない部分にありますので、この部分について、もう少し詳しいことを補足して御連絡させていただきます。

三浦委員 施策番号15の「障がい者優先調達の推進」についてです。今、就労支援を実施していますが、進んでいるという実感があまりないのです。

が、できれば状況を説明していただきたいです。

それから、施策番号16の「市役所における障がい者雇用の推進」や、「市役所における障がい者理解の啓発」についてです。また障がい者雇用のパーセントが上がりますよね。また、職員の教育は、どのくらいの時間とか、誰が教えるとかは分かかりますか。

事務局 障がい者優先調達については、どのような業務を請け負うことができるのかという一覧を例年どおり公開しています。そちらに対して依頼があれば、契約を結んでということになっているので、例年どおりしっかりと実施できていると思われます。また、このたびの報告は令和3年度であり記載はないのですが、令和4年度に、契約課と障がい福祉課の方で、障がい者優先調達をより推進していくということで、草刈り業務などの業務を障がい者就労施設に依頼したいかどうかを庁内に調査を行いました。

市役所における障がい者理解の啓発のための職員研修については、毎年、新人職員と新任副課長級に障害者差別解消法に関する研修を実施しています。合理的配慮であったり、不当な差別の取扱いであったりといったことを、1月頃に講師を招いて半日で実施しています。

また、表には出てこないものになりますが、職員向けての、障がい者差別に関する対応要領及び指針も作成しておりまして、そのような形で職員に向けての障がい者理解、啓発に取り組んでいます。

市役所における障がい者雇用の推進については、こちらに記載の通りでございまして、毎年雇用率が上がっている中で、2.5～2.6パーセントに対応し、職員数の2.6パーセントになるように雇用したということになります。

竹中副会長 次第に従いまして、(2)「第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画策定について」、障がい福祉課から説明をお願いします。

事務局 議事(2)「第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画策定につい

て」

引き続き、障がい福祉課施策係 内田から御説明させていただきます。

資料『第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画策定について』をご覧ください。

まず、本市の計画の位置づけについてご説明させていただきます。

「岡崎市障がい者基本計画」は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として、国や愛知県の基本計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画となっています。「岡崎市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、岡崎市における3年間の障がい福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画となっています。「岡崎市障がい児福祉計画」は児童福祉法に基づく市町村障がい福祉計画として、者福祉計画と同様に、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、3年間の障がい児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画となっています。

本市では、これらの3つの計画を一体的に策定しています。その計画が、委員の皆様のお手元にございます「第5次岡崎市障がい者基本計画・第6期岡崎市障がい福祉計画・第2期岡崎市障がい児福祉計画」となっております。

次に、計画の期間についてご説明させていただきます。「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、中長期を見据えた、令和3年から令和8年までの6年計画となっています。今回は中間見直しの年度であるため、国の第5次障害者基本計画等で変更となった部分や、岡崎市における課の変更などを反映させるイメージです。「第6期岡崎市障がい福祉計画」及び「第2期岡崎市障がい児福祉計画」は、厚生労働省が示す基本指針に基づく、令和3年度から令和5年度までの3年計画となっています。今回は、厚生労働省の基本指針が5月半ば頃に示さ

れる予定ですので、その基本指針に基づいて計画を策定します。

次に、計画策定のスケジュールについてご説明させていただきます。現在、計画策定の委託先を選定する段階にあるため、具体的な骨子案などはお示しできませんが、今後のスケジュール(案)を報告させていただきます。計画(案)については、自立支援協議会や、岡崎市社会福祉審議会からの付託という形でこちらの分科会で御意見をいただく予定です。なお、骨子案と素案については自立支援協議会で内容を協議させていただき、中間案と最終案について委員の皆様にご意見をいただければと考えております。

その際は忌憚のないご意見をご教示いただけると幸いです。よろしくお願いいたします。報告は以上になります。

竹中副会長 岡崎市障がい福祉計画で、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、岡崎市における障がい福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画とありますが、これをこれから作るということでよろしいでしょうか。

事務局 福祉計画につきましては、今年度策定を予定しています。ちなみに、現在、国から基本指針が示されておられませんので、そちらが示されたら、基本指針に即して策定する計画となっています。

竹中副会長 障がい児については、国の指針に基づいて策定するというのでしょうか。

事務局 障がい児福祉計画と、者の計画である障がい福祉計画がございますので、併せた福祉計画を基本指針に即して策定します。

竹中副会長 国の指針が出てから、策定するということですね。

事務局 そのような形になります。

竹中副会長 だいぶ昔に計画に関わりました。そのときは、数値目標を策定委員会で考えましたが、そのあたりは評価されていますか。

事務局 その見込量や確保量ということでしょうか。見込量につきましては、お手元の福祉計画のページ以降に令和5年度までの見込量を掲載しており、それに対する実績については、毎年愛知県から調査があり、障

がい福祉課から回答し、データをとっているため、次の計画の参考数字になります。

竹中副会長 またこちらの計画を丁寧に見させていただこうと思います。岡崎市において、足りない項目があれば教えていただきたいと思います。

事務局 こちらに実績の資料がなくお答えが難しいのですが、やはり見込量に対して達しているものもあれば、達していないものもあり、それぞれ実績は異なってきます。

竹中副会長 達しているものもあれば、達しているものもあり、なぜ達していないのかについて確認し、それに基づいて計画を立てないといけないと思いますので、皆さんも次回までに、ぜひ計画を眺めていただき、現状を確認いただけると良いと思います。また、事前に事務局の方からそのような資料があると良いので、配付いただければと思います。分科会はあと2回あって、中間案と最終案を見て今年度は終わるということでしょうか。

事務局 その認識でございます。ただ、皆様お忙しいということもございまずので、書面で開催させていただく可能性もございまずので御了承ください。

織田委員 こういった基本計画を立てるときに、国や県の基本計画を基に、岡崎特有の計画を立てるということでしたが、岡崎の場合は、近くの中核市である、豊田市や豊橋市と比較した場合、何か岡崎独特の背景などはあるのでしょうか。特にかわったところはないのでしょうか。

事務局 申し訳ございません。豊田や豊橋の計画を十分まだ認識していないというところがございまずるので、このあたりに関しましては、確認した上で今年度の計画を作っていかなければいけないと思いました。

三浦委員 106ページのグループホームについてです。この計画を作るときは、グループホームが本当に少なく、8箇所であったので、この数字に影響していると思うのですが、今は全国的に株式会社が無茶苦茶に作って、質が非常に問題になっているという現状があります。数字をオーバーしていると思いますが、それで良いということではないと思

ます。地域生活拠点になるべき日中一時支援型グループホームがありますが、問題を起こしているといった質の問題に対してどのように計画に入るのでしょうか。数字は分かりやすいですが、数字をオーバーしていても、質の問題がある場合は、計画とどのように折り合いをつけていくのでしょうか。大変ではあると思いますが、詳しく分かっている人はいますので、皆さんに話をし、情報共有し、修正が出来るならありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 御意見ありがとうございます。先ほどの件は、自立支援協議会でも質の部分に関して非常に話題になっていまして、我々の方でも、このあたりについて改善していかなければならないと考えています。計画に関しても、このあたりの部分がどこまで反映できるかについては検討していきたいと思います。

竹中副会長 ぜひ検討していただければと思います。この計画を作ったときは、数がなかなか増えないので、なんとか増やしたいということで見込量の数字を出しましたが、現在は一定数の数が見込まれる中で、どういった内容を担保すればいいのかというあたりを整理しておいた方がよいのではないかと思います。現場としては、行政にぜひ整理していただき、許認可は市にあるのだと思いますので、そのあたりを丁寧に確認していただければと思います。

猪股委員 何度か障がい者自立支援協議会という言葉が出てきましたが、その位置づけと、何を目的としているのか、そして専門分科会とどのような関りを持っているかがよく分かりません。そのため、そのあたりを説明いただけると幸いです。

事務局 障がい者自立支援協議会は、障がい者団体の方、障害福祉サービス事業所の代表の方、市民公募の方、特別支援学校の方など、障がい者施策に関わる多方面の方々が委員として出席いただいています。専門分科会と同じく、附属機関であり、岡崎市の障がい福祉施策の提言や現在の岡崎市の障がい福祉施策への御意見や評価をしていただく場となっています。一方で、専門分科会は、より専門的な御意見をいただ

く場として開催させていただいております。

猪股委員 見込量や施策の数値的な目標を出してくるのが、自立支援協議会ということでしょうか。その上で、私たちがその数値はどうでしょうかという審議をするということでしょうか。

事務局 自立支援協議会でも専門分科会でも、計画については御意見をいただくということになります。

イメージとしては、自立支援協議会の方が、より現場レベルから意見を吸い上げて御意見をいただく場ということになっています。

竹中副会長 分かりにくいですね。この中の何名かは、自立支援協議会の委員でもありますので、そこで話をされたことを専門分科会で報告いただいたり、繋げていただいたりということで、全く無関係ではないのですが、別の組織ということになります。私の記憶では、2018年の障がい者自立支援法の制定で、現場レベルで民間が必要な社会資源を創設するために、各市町に自立支援協議会を作ったというように認識しています。その事務局は行政がやるということであったと思います。まさしく現場レベルで、このようなサービスがいる、では誰がやるのか、どこがやるのか、どうやるのかを審議、提案するということも含まれていると理解しています。

鈴木委員 施策番号18の「地域防災対策の推進」についてです。知らせることができたとか、周知登録を促すことができたという書きぶりで、実施できたというように見えますが、実際にはどのくらい使用されていたかなどは、防災課から数字が出てくるのではないかと思います。避難訓練についても、実施できたとありますが、いかにしてどのような取り組みをされたのか、分かれば教えていただきたいです。

事務局 このあたりの担当課ではないものですから、こちらにある以上の把握ができておりません。もう少し詳しい内容については、確認していきたいと思います。内容としましては、具体的な避難の行動というところでしょうか。

鈴木委員 色々な施策があって大変なところではあると思いますが、もう少し

強めに進んでいくと良いと思います。障がい者は一番の弱者になってくるところだと思われます。例えば、具体的に数字で、どのようなところで避難訓練ができたということを記載があると良いと思います。また、N e t 119についても周知をしていくことも大事ではないかと思います。

竹中副会長 それでは、議事(2)を終わらせていただいて、(4)その他について、委員の皆様から、あるいは事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局 委員の皆様におかれましては、本会議に引き続き分科会への御参加ありがとうございました。様々な御意見を頂戴いたしまして、これから施策に反映していくとともに、計画の改定なども進んでいきます。国の指針が出て、その動向を見てということなのですが、我々としても、大きく変えて良いのか、小さく変えていくのかということがございます。今は時代の流れが早く、3年前のことが完全に陳腐になってしまうことがあります。それを大きく変えたい意向はあるのですが、3年前決めたことは一体何だったのかということもありまして、反映していくのが難しいこともあります。ただ、3年前と今は違いますので、私個人としては、しっかり状況を見て、なるべく現状に即した形に変えていく方が良いと考えています。福祉計画については、まっさらな状態からの策定ですので、できるだけ問題点をさらいながら施策の方を盛り込んでいきたいと考えていますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

竹中副会長 本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局 竹中副会長、ありがとうございました。以上で、本日の日程は終了しましたので、第1回障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 開会

7 閉会の日時

令和5年5月18日（木） 午後3時30分